

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年6月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

## 1 一般競争入札に付する事項

以下の(1)アからオまでについて、それぞれ入札に付し、単価契約を締結しようとするものである。

### (1) 件名

ア 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（A地区）

イ 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（B地区）

ウ 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（C地区）

エ 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（D地区）

オ 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（E地区）

### (2) 業務内容

仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結後から平成27年3月31日まで

### (4) 委託場所及び調査予定件数

(1)アからオまでの案件ごとに、次のとおりとする。

ア (1)アの案件（「A地区」）

北営業所及び左京営業所管内 639件

イ (1)イの案件（「B地区」）

丸太町営業所管内 601件

ウ (1)ウの案件（「C地区」）

右京営業所及び西京営業所管内 495件

エ (1)エの案件（「D地区」）

東山営業所及び九条営業所管内 690件

オ (1)オの案件（「E地区」）

山科営業所及び伏見営業所管内 575件

## 2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札参加有資格者名簿に「管工事（給排水衛生関係）」の種目で登録されており、かつ、登録年数が2年以上であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 京都市内に本社又は主たる事業所があり、契約の適正な履行を確保できる拠点機能を有し、緊急時及び休日においても迅速な対応ができること。
- (4) 京都市指定給水装置工事事業者であること。
- (5) 給水装置工事主任技術者及び貯水槽水道衛生管理士を配置できること（両者は同一の者でも可である。また、他の地区との兼任も可とする。）。

なお、上記の配置予定の者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (6) 個人情報保護に係るプライバシーマーク又はI SMSの認定を受けているか、又はこれらに準じる個人情報保護マネジメントシステムに係る独自の社内規定を定め、運用していること。
- (7) 1(4)に定める調査予定件数を確実に履行できる体制を整備できること。
- (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できないものとする。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 仕様書及び一般競争入札参加確認申請書の交付

#### (1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成26年7月9日（水）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

#### (3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局ホームページからのダウンロードも可能とする。

### 4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

#### (1) 入札方式

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

## (2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、インターネット利用者にあつては、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとする。端末機利用者にあつては、申請書類を3(1)の場所へ持参し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

(ア) 技術者配置予定調書（様式交付）及びその添付資料

(イ) プライバシーマーク又はISMSの認定証の写し、若しくは、これらに準じる個人情報保護マネジメントシステムに係る独自の社内規定の写し

## (3) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成26年7月9日（水）午後5時まで

イ 提出場所

3(1)の場所

## (4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、インターネット利用者につ

いては、平成26年7月14日（月）までに、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者については、平成26年7月14日（月）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成26年7月15日（火）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成26年7月16日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 仕様書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 仕様書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面（様式は問わないものとする。）を、平成26年7月9日（水）までに、3(1)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 管理者は、5(1)による質問を受けたときは、平成26年7月14日（月）までに、回答内容を、3(1)のホームページに掲載するとともに、3(1)の場所で閲覧できるよう

にする。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書等に対する質問は受け付けない。

## 6 入札期間及び開札日時

### (1) 入札期間

#### ア インターネット利用者

平成26年7月17日(木)、18日(金)及び22日(火)の午前9時から午後5時まで

#### イ 端末機利用者

平成26年7月17日(木)、18日(金)及び22日(火)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

なお、ア、イいずれの場合も、上記期間中に、別途、7(3)に定める単価内訳書を3(1)の場所に設置する「入札資料提出ポスト」に投函すること。

### (2) 開札日時

平成26年7月23日(水)午前9時から、各案件について、順次、開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。落札者が端末機利用者の場合は、電話で連絡する。

### (3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

## 7 入札方法

(1) 入札は、上記1(1)に掲げる案件ごとに行う。

(2) 入札金額は、1(3)の委託期間の予定数量に係る総価を入力すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の委託期間の予定数量に係る総額として見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。

(3) 入札に当たっては、各単価を記載した単価内訳書(様式交付)を作成し、封入、封かんの上、封筒表面には、案件名、地区名及び開札予定日時を記載し、入札期間内

に3(1)の場所に設置する「入札資料提出ポスト」に投函すること。単価内訳書の提出がない場合は失格とする。

なお、各単価についても消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(4) 入札の前に予定価格（総価及び各単価）を公表する。入札に当たっては、総価及び各単価ともに、予定価格の範囲内とすること。いずれかが予定価格を超過した場合は、失格とする。

(5) 入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

## 8 落札者の決定方法及び契約方法

金額の比較は総価で行い、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により決定する。

なお、契約は単価契約を行う。

## 9 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

## 10 禁止事項

(1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。

(2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合は適用しない。

## 11 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

(上下水道局総務部用度課)